

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、台湾における岐阜県産農畜水産物等の認知度向上・販路拡大を図るため、「FOOD TAIPEI 2026」に岐阜県が出展するにあたり、出展ブースの運営管理、物資の運搬、県内事業者出品物のPR、東元集団主催の商談会支援及び富山県との合同商談会を開催するものである。</p> <p>本県が出展するブースは、台湾の大手電機メーカー「東元グループ」が出展するエリアの一部であり、東元グループと十分に調整し、効果的なPRや資材の運搬・管理を確実に実施できることが必要である。</p> <p>また、合わせて開催する商談会は、岐阜県知事と富山県知事との懇談に基づき、輸出拡大について両県連携での実施を予定している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>株式会社ジェック経営コンサルタント（以下「ジェック」という。）は、昨年度に岐阜県・恵那市・富山県の委託を受け、「FOOD TAIPEI 2025」出展業務を受託し、資材運搬、運営管理等の業務を実施した実績がある。</p> <p>また、ジェックは台湾に事業所を有し、東元グループとの連携を日頃から行うとともに、富山県から「FOOD TAIPEI 2026」に係る運営・PR等の委託を受けており、両県の意向を踏まえた合同商談会の企画・調整を最も迅速かつ確実に実施することが可能である。</p> <p>さらに、令和7年度から県の地域商社として県産農畜水産物等の販路開拓に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に遂行できるのはジェック以外にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。